

平成29年度広報誌「赤十字新聞」の制作にかかる
プロポーザルの実施について（公示）

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

平成29年1月10日

日本赤十字社

総務局長 掛川 裕通

1. 業務概要

(1) 業務名

平成29年度広報誌「赤十字新聞」の制作

(2) 業務内容

仕様書記載のとおり

2. 参加資格

(1) プロポーザルに参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 日本赤十字社本社の競争入札参加資格者の資格等級において、「役務の提供等」の「301 広告・宣伝」でC等級以上の認定を受けていること。

(3) プロポーザル参加表明書提出の日から特定の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき日本赤十字社から、又は東京都内で行われた不正行為等に基づき東京都若しくは国から指名停止等の措置を受けていないこと。

なお、東京都及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、プロポーザル参加表明書提出の日から特定の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 下記 6. で定める説明会に参加できること。

3. 担当部局

所在地：〒105-8521 東京都港区芝大門一丁目1番3号

施設名：日本赤十字社

担当者：総務局財政部契約課 高橋 直樹

TEL：03-3437-7076（直通）

FAX：03-3433-8525

4. プロポーザル説明書、仕様書等の配布期間、場所

(1) 配布期間：平成29年1月10日（火）～平成29年1月16日（月）

土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時30分まで（12時00分から13時00分を除く）

(2) 配布場所：上記3に同じ。

5. プロポーザル参加表明書等の提出

本件プロポーザルに参加する場合は、次に従い、プロポーザル参加表明書及び競争入札参加資格の認定通知の写し(※)を提出すること。

※「競争入札参加資格の写し」については、平成28年4月1日以降に認定されたものに限ること。

(1) 提出期限：平成29年1月17日（火）16時30分まで

土曜、日曜及び祝日を除く10時00分から16時30分まで

(2) 提出場所：上記3に同じ。

(3) 本件プロポーザルの参加希望者で、上記2（2）に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者もプロポーザルを提出できるが、参加表明書の提出期限までに一般競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し、プロポーザルの提出日までに契約行為者から競争入札参加資格の認定を受けなければならない。申請書は日本赤十字社本社ホームページに掲載の「競争入札参加資格審査申請書について」を参照のこと。

6. プロポーザル仕様書等説明会の日時・場所

(1) 日時：平成29年1月18日（水） 16時00分から

(2) 場所：日本赤十字社 504会議室

※本件参加希望者は必ず説明会に参加すること。

※説明会会場への入場は1業者につき2名以内とすること。

7. プロポーザルの受領期間及び提出場所並びに方法

(1) 受領期間：平成29年1月25日（水）～平成29年2月7日（火）

土曜、日曜及び祝日を除く10時00分から16時30分まで

(2) 提出場所：上記3に同じ。

(3) 提出方法：持参すること。

8. プレゼンテーションの開催日時及び場所等

(1) 日 時：平成29年2月9日（木）

(2) 場 所：日本赤十字社 504会議室

(3) その他：プロポーザルの特定にあたっては、プレゼンテーションへの参加は必須であること。プレゼンテーションには従事者自身が出席することとし、会場への入場は1業者につき3名以内とすること。

9. プロポーザルの特定及び審査方法

プロポーザルについては、本件業務に対する理解度、企画能力、業務実施体制、業務実績等について、日本赤十字社の選定する評価者により総合的に審査し、特定する。

10. その他

(1) 手続において使用する言語、通貨 : 日本語、日本円。

(2) 契約書作成の要否 : 要。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3に同じ。

(4) 本件競争入札に参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。

(5) 詳細はプロポーザル説明書による。